

監査公表第20号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年11月7日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

第1 監査種別

出資団体監査

第2 監査の対象

出資団体 新城市土地開発公社
所管部課 建設部用地開発課

第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間

令和7年9月17日～令和7年11月6日

第5 監査の方法

新城市が出資する新城市土地開発公社の出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、出資団体に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立された。

(1) 役員等数 (令和7年8月末現在)

理事長1名、副理事長1名、理事10名(うち、常務理事1名)、監事2名

(2) 事務局体制 (令和7年8月末現在)

事務局長1名、次長1名、係長1名、係員3名

(3) 業務

①公共用地及び公用地等の土地の取得、造成その他の管理及び処分

②住宅用地の造成事業並びに内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業並びにその賃貸事業

③上記の付帯業務

2 監査対象について 出資金 610万円

3 監査の結果

新城市土地開発公社の事務については、設立目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【新城市土地開発公社】

指摘事項

財産評価委員会が開催されているが会議録が作成されていない。適正な土地取得を証する重要な書類となるので、作成されたい。

意見

- 1 令和6年度決算において、過去の市からの補助金が内部留保金として地価調整前受金に計上されているが、本来の処理の仕方であるか疑問に感じるので検討されたい。
- 2 令和6年度決算において、過年度分の売却損を特別損失として処理しているが、本来はそれぞれの年度において処理すべきものと思われるので、留意されたい。
- 3 長期保有土地の処分については新城市土地開発公社経営健全化計画が策定されているが、計画的に進んでいない状況にある。処分が先に延びることによって、利息が処分価格に影響を与えることになるので、早期の処分に努められたい。

【建設部用地開発課】

特になし。